

亀山まちづくり推進計画

平成29年3月策定・令和5年3月改訂

心やすらぐ緑ゆたかな
美しい地域亀山

亀山コミュニティ協議会



目次

序章 はじめに

| | |
|---------------|---|
| ①会長あいさつ..... | 1 |
| ②計画改訂の目的..... | 2 |

第1章 地域概要

| | |
|-------------------------------------|---|
| 第1項 地域の現状（①位置、面積、人口・世帯数、②地域運営）..... | 3 |
| 第2項 地域のまちづくり経過等（①地域の歴史概要）..... | 7 |

第2章 現況・課題等

| | |
|---|----|
| 第1項 地域課題・長所・資源（1 住民意識、2 地域活動、3 生活基盤、4 産業基盤など）... .. | 11 |
| 第2項 土地利用計画（1 市の土地利用計画、2 土地利用上の規制、3 土地利用ゾーニング）... .. | 16 |
| 第3項 まちづくり現況図（自然資源、主要施設、問題箇所など）..... | 19 |

第3章 将来像等

| | |
|-------------------------|----|
| 第1項 地域コミュニティ活動の必要性..... | 20 |
| 第2項 地域の将来像..... | 20 |
| 第3項 まちづくりの方針（分野ごと）..... | 21 |

第4章 主要施策

| | |
|---------------------------|----|
| 第1項 施策の展開..... | 22 |
| 第2項 まちづくりの主要施策（分野ごと）..... | 22 |
| 第3項 まちづくり計画図（主要施策など）..... | 29 |

第5章 推進体制

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1項 推進体制..... | 30 |
| （1 進行管理 2 計画の周知 3 実施の推進 4 実現の調整） | |

資料編 改訂組織・経過

| | |
|------------------|----|
| 1 計画改訂の検討組織..... | 32 |
| 2 計画改訂の経過..... | 32 |

序章

はじめに

①会長あいさつ

亀山地域は、田原市の西端に位置し、伊勢湾に向けて良質な農地が広がる、田園地域となっています。地域は、亀山地区と西山地区の2つの自治会で成り立ち、住民同士の顔の見える関係づくりが比較的できています。人と人との結びつきや支えあいを大切にし、みんなで汗を流し、技と知恵を出し合いながらコミュニティを築いてきました。

しかしながら、少子・高齢化や若者の地元離れの進行は亀山地域でも大きな問題となっています。核家族化や農業後継者不足は地域を支える人材の不足につながり、さらに個人の価値観の多様化が住民同士のつながりを希薄にさせています。そのことから、活動の継続を困難にさせてしまうのではないかと懸念されています。また、ここ3年、新型コロナウイルスの感染拡大によって、地域の活動が中止になったり縮小されたりして、活動自体を見直さざるを得ない状況になっています。

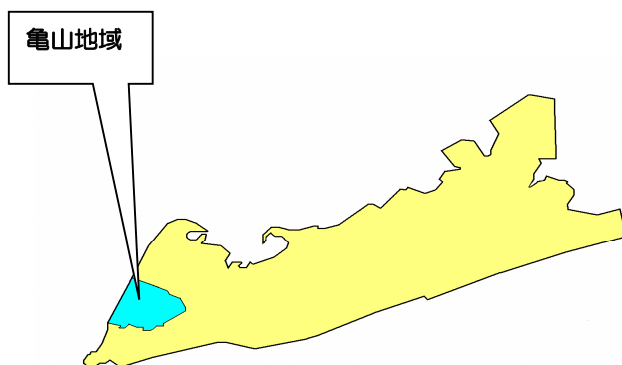
住民の皆が笑顔で暮らせる元気な地域をつかっていくために、これらの課題に一丸となって取り組んでいくことが必要です。

平成29年3月に、新たに「亀山地域まちづくり推進計画」を策定してから6年が経過しました。状況変化を確認しつつ、これまでの活動成果を点検し、計画を実現していくために再び改訂を行いました。

地域の皆様とともに、将来像である「心やすらぐ 緑ゆたかな 美しい地域 亀山」をめざし、安心安全な地域、活力にあふれ人の触れ合いを大切にした地域づくりを推進して行きたいと思えます。

令和5年3月改訂

令和5年5月承認



亀山コミュニティ協議会

会長 本田 雅彦

②計画改訂の目的

■まちづくり推進計画とは

- 地域主体のまちづくりを計画的に推進するため、概ね10年後の実現を目指した地域のための計画です。平成18年度に市内すべてのコミュニティ協議会で一齐に当初計画が策定されました。計画は地域の将来ビジョンで、その中には各地域の現状・課題と将来像・主要施策が掲げられています。
- 計画策定の意義は、毎年度、役員交替が多く見られる地域コミュニティ組織において、地域の課題や活動目標を正確に引き継ぎ、長期展望による継続的な地域づくりの「活動指針」として活用する点にあります。
- 市に対しても、計画の目標や主要施策等の内容・進捗状況について、地域懇談会やまちづくりアドバイザーを通じて伝達し、地域が“どんなことを目標として、何を求めているか”明確にし、そのための必要な行政施策を求めて行く上でも有効な方法となっています。

■計画改訂の目的

- 平成28年度に新たな推進計画が策定されて6年が経過し、それまでの活動成果や未着手の活動などを点検し、様々な状況変化が生じていることを踏まえ、令和4年度にさらに計画を改訂することとなりました。
- 改訂作業は現計画の内容を尊重しつつ、地域住民・団体等が自らの地域を見直し、地域のあり方を再確認し、地域活動の充実を図るための指南書として活用されるよう、以下の点に留意して行われます。
 - ア. この計画は、地域が主体となって作り上げる“地域のための計画”です。
 - イ. この計画は、地域の発展を目的とし、法令及び市の基本方針に反しない必要があります。但し、長期展望の中で、現行の土地利用計画等の転換を想定した将来構想を否定するものではありません。
 - ウ. この計画は、将来像の実現施策には、「地域が自ら取り組むこと」「地域ではできないために市や国・県に望むこと」がありますが、「個人・地域が主体的に取り組むこと」を中心に検討しています。
 - エ. この計画の主要施策等に、市が実施する施策整備等を掲載する場合も、市の事業が総合計画等方針に基づき進められることを理解し、これにより直接的に市に実施義務が生ずるものではありません。

■計画改訂の決議・引継ぎ等

- この改訂は、令和5年3月1日に原案を作成し、令和5年5月13日のコミュニティ協議会総会において決定しました。
- 今後、毎年度のコミュニティ協議会総会において、この計画の概要・進捗状況を報告するとともに、可能な限り当年度の主要施策に盛り込みながら実現を図って行きます。

第1章

地域概要

第1項 地域の現状

①位置、面積、人口・世帯数

【位置】

亀山地域は、田原市の西端に位置し、集落の周辺には広大な畑が広がる農村地帯です。集落の中を東西に主要幹線である国道259号が通り、海岸沿いには、防風林と西の浜海浜の森がある自然豊かな地域です。



【面積】

亀山地域の面積は約890haで、市内20地区中6番目の広さとなっています。地域全体を見ると、住宅地の他は広大な農地が広がる緑豊かな田園地域となっています。



【西山地区の圃場全景】

【人口・世帯数】

亀山地域の人口は、令和4年12月末日現在で1,035人（男性501人・女性534人）、世帯数は332世帯となっています。

高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）は36.2%で、市平均（29.3%）より高く、今後もさらに高齢化率が進むものと考えられます。

また、地域住民のつながりは深く連帯感をもった静かな土地柄ですが、若者の地元離れにより、農業後継者不足や少子化がさらに進むものと心配されます。

《年齢区分別人口》

（R4.12.31現在）

| 地区 | 15歳未満 | | | 15歳以上65歳未満 | | | 65歳以上 | | |
|----|-------|----|-----|------------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 亀山 | 26 | 27 | 53 | 132 | 143 | 275 | 79 | 90 | 169 |
| 西山 | 26 | 30 | 56 | 140 | 136 | 276 | 98 | 108 | 206 |
| 全体 | 52 | 57 | 109 | 272 | 279 | 551 | 177 | 198 | 375 |

《人口・世帯の状況》

（R4.12.31現在）

| 地区 | 全体人口 | | | 世帯数 |
|----|------|-----|-------|-----|
| | 男 | 女 | 計 | |
| 亀山 | 237 | 260 | 497 | 139 |
| 西山 | 264 | 274 | 538 | 193 |
| 計 | 501 | 534 | 1,035 | 332 |

②地域運営(組織、行事、課題等)

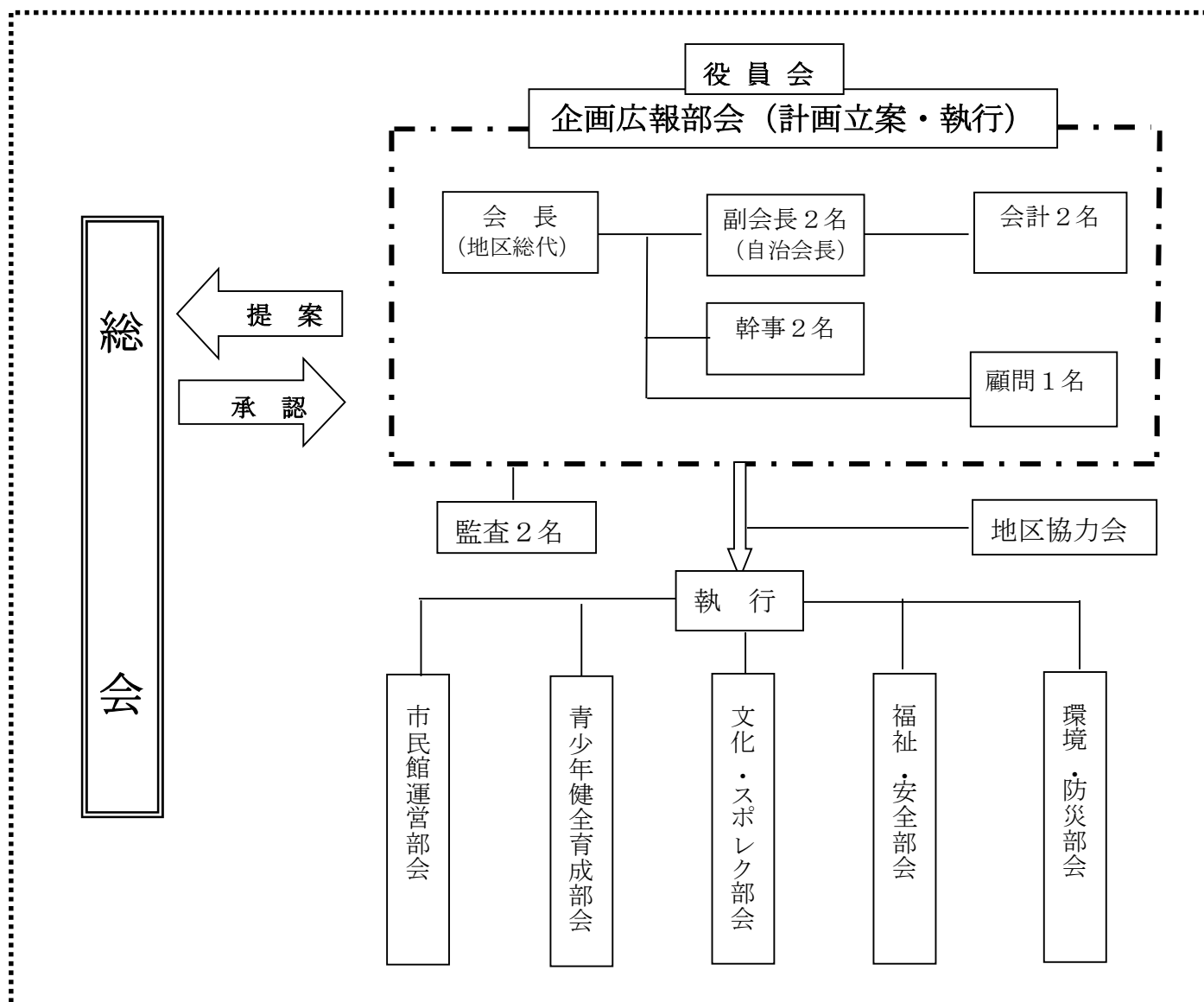
亀山地域は、平成17年10月1日の合併に伴って新たに設置された地域で、亀山町・西山町の2町で構成しています。

【組織】

地域運営は、亀山コミュニティ協議会が行っており、年1回の総会のほか役員会は、随時必要に応じて行うほか、6つの専門部会と地区協力会が設置されています。

計画立案は企画広報部会で行い、総会の承認を得て、専門部会が執行しています。

地区協力会は、歴代の自治会長で構成されており、今までの活動内容や方法等を十分理解しているため、各部会の役員が交代しても、地域の活動を継続して行うことができます。さらに住みよい地域を目指して円滑な運営ができるように協力をするもので、連帯感の強いコミュニティ活動を支えています。



【行事】

亀山地域の年間行事は、次のとおりです。

| 種 別 | 行事の名称 |
|---------|---|
| 文化的行事 | 市民館まつり、夏まつり・盆おどり、観劇会、地域と学校の集い、敬老会、各種講座 |
| スポーツ行事 | 小学校・校区運動会、グラウンドゴルフ大会、体操教室 ディスクドッジ教室、シニア体操教室 |
| 環境整備 | 環境整備作業、空き缶拾い、うしのけ山整備作業、悪臭対策 排水路の清掃、多面的（農水）活動 |
| 防災・防犯行事 | 防災訓練、野犬捕獲、年末夜警 |
| その他行事 | 交通安全キャンペーン、祖父母餅つき大会、青少年健全育成活動 スマホ教室、福祉活動（コミュニティ喫茶、シニアバスツアー）等 |

【課題等】

1. 亀山と西山を結び、堀切へ抜ける道路整備が遅れている。また、農業集落排水の整備が遅れている
2. 市民館が手狭であり、地域の活動等に支障が出ている。また、西山公民館の老朽化が進んでいる
3. 西山町の排水が悪く、豪雨時に、畑や住宅に浸水する箇所がある。
4. 豊島排水路が目詰まりを起こし、豪雨時に、排水不良となり冠水する箇所も多くなっている
5. 堆肥が畑に野積みにされることがあり、悪臭によって環境を損なうことがある
6. カラス、ハクビシン等が多く、作物や果樹の被害が問題となっている
7. 保安林は植替えにより育成中の松が多く、防風等の機能が果せているか心配である
8. 少子高齢化や若者の地元離れによって行事への参加や意欲の低下が心配される
9. 農業への後継者不足が深刻であり、それによって休耕地の増加が心配される
10. 児童数の減少によって小学校の存続が心配される

第2項 地域のまちづくり経過等

① 地域の歴史概要

亀山地区の歴史は古代遺跡の発掘調査により、縄文時代中期の西田原遺跡や同時代後晩期の「川地貝塚」から見て原始時代からの生活舞台であったことが推測されています。明治17年の亀山村は、戸数が89戸で専業農家が75戸でした。明治22年に畠村、保美村、向山村と合併して福江村となり、明治30年に福江町になりました。昭和30年には泉村と伊良湖岬村と合併して渥美町となり、平成17年の田原市との合併により現在に至っています。

渥美半島先端地域への古代、中世の文化の流入口として、豊島ヶ池周辺が考えられており、亀山（由来は「神山、かみやま」）は歴史上重要な意味を持っています。また、豊島ヶ池周辺に烏丸殿の古城があったとされています。この豊島ヶ池は、「底なしの池」と称せられ、古来より多くの伝説を持つ池でした。豊島ヶ池の埋め立ては、既に江戸時代に試みられ、明治末期にも一部行なわれました。その後、平成元年に豊島ヶ池とその周辺を含めた111haの区域で県営圃場整備が行われ、豊かな耕作地となりました。池のほとりにあった「三本松明神」の森をわずかに残して、豊島ヶ池は姿を消してしまいました。



【三本松明神】

西山地区は、昭和21年から西山の開拓事業が始まり、それに伴い入植者が増え、石斗・中里・穂波の3集落が結成され西山が誕生しました。

昭和21年4月の国策開拓が始まるまでは陸軍の試砲場地で、その後、開拓が行われ、入植者(86戸)によりサツマイモ、小麦などが作付けされました。

入植当時は、肥料不足・干ばつ・水害などでサツマイモは「ラッキョウイモ」、小麦は「3、4粒の麦」しかできず苦難の日々が続きました。その後、西山を大きく変えたのは昭和43年の豊川用水の通水でした。昭和48年は開拓を記念し『西山のあゆみ』の刊行と『開拓記念碑』が建立されました。



【開拓記念碑】

地域の主産業は、農業で
専業農家が多くを占めて
います。

総耕地面積は、約380
haで、その内訳は畑が約3
60haで、田はほとんどあ
りません。作付けは、キャ
ベツやトウモロコシを中
心に生産しており、農業先
進地域として、高い生産性
を誇っています。



【地域に広がる圃場】

集落周辺の自然環境は、亀山の里山として「大人の家山(ウシノケヤマ)」があり、山頂からは地域を一望でき、背後では、片浜十三里も眺めることができます。また、子どもたちの大好きな落ち葉スキーができる山、初日の出を望む展望台のある山として親しまれています。ウシノケヤマを守る会のメンバーが年2回整備を行っています。



【展望台】

西山地区は、三河湾に面しており、開拓地の防砂・防風保安林があり、その森林空間や水辺空間を利用した森林レクリエーション「海浜の森」があります。森の中には三河湾が一望できる「塩見の丘」や製塩遺跡の「文化の森」、そして「子どもの広場」などが散策路で結ばれていて、地域住民の親しみのある休憩の場として利用されています。



【海浜の森】

生活基盤としては、亀山地区に国道259号が通過しており、西は観光地の伊良湖岬へ、東は豊橋方面へ結ぶ生活及び産業道路として重要な役割を担っています。その他、県道が二本あるものの集落内道路や農道については、狭いところも多く不便を来しています。

昭和30年代までは、商店も多く、果物・魚などは行商人がよく、亀山の「高札」前で売りに来ていましたが、近年では、地域内の商店が減少し、日常生活に影響があり、特に高齢者にとっては、深刻な問題となっています。

現在の高札所は台風の影響で瓦が剥がれ、建物自体の傷みもひどくなったために取り壊され、跡地として碑が建てられています。



【亀山高札所】



【亀山高札跡】

また、排水面においては、亀山地区から隣の中山地区にかけ2級河川「天白川」が流れており、豪雨のときは氾濫の恐れがあり不安です。そして、西側の方では、豊島排水路が亀山地区から西山地区に7.7kmの長さで流れており、西山地区の生活排水や農地排水を排出する排水路として重要な役割を果たしています。この地区の生活排水や農地排水は昔から浸透式に頼っており、長年の間に生活様式などの変化により目詰まりを起こし、豪雨時などには、排水不良となり冠水する箇所も年々多くなっています。



【2級河川「天白川」】



【豊島排水路】

第2章

現況・課題等

令和4年度に行われた田原市市民意識調査の報告書によると、地域住民の意識は少しずつ変化を見せてきました。前回の意識調査と比較しながら、住民の意識や環境、地域活動などについて触れ、現状課題等を踏まえて亀山地域の課題・長所・資源を示します。

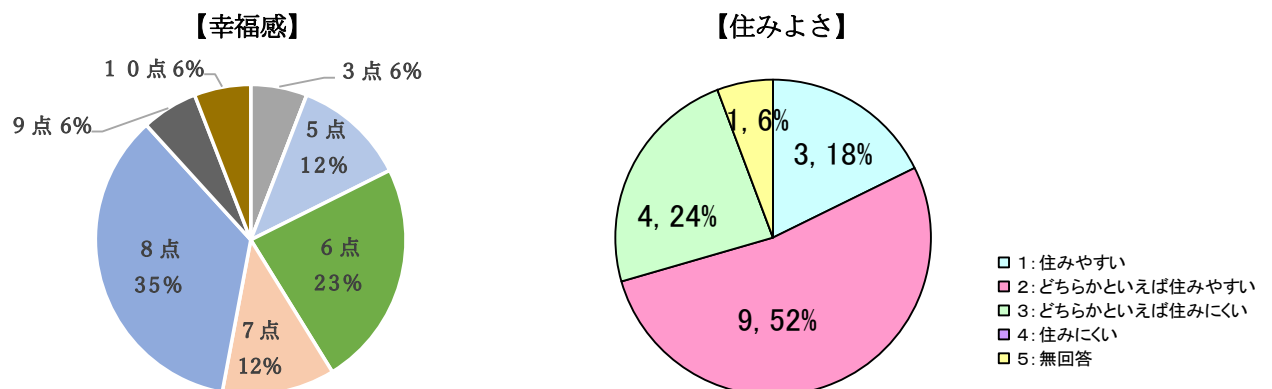
第1項 地域課題・長所・資源

1 住民意識

(1) 地域の暮らしやすさ

令和4年度実施の田原市市民意識調査を見ると、7点以上の人は、平成28年度では79%だったのに対し、令和4年度では59%に下がっています。幸福感の受け取り方は人によって異なりますが、この5年間で2割の人が幸福感を感じる度合いが減ったといえます。さらに「住みよさについて」の調査では「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」と答えた人を合わせると、平成28年度では16%だったのに対し、令和4年度では23%に増えています。このことから、住みにくくなったことで幸福感を感じなくなっていることがうかがえます。

「住みにくい」と感じる原因として次のようなことが考えられます。近くに大きな商店や病院、娯楽施設などがなく、交通の利便性も悪いため車で遠方まで出かけるなければならないことです。また、道路や排水設備をはじめ生活基盤の整備も不十分であり、畑からの肥料による悪臭も日々の生活に影響していると思われます。「住みやすい」要因としては、主に人の温かさや住民同士のつながりのよさなどが考えられます。今後暮らしやすさの向上を図るためには、計画的な整備が必要です。



令和4年市民意識調

地域内には里山の他に公園がありますが、少子化の影響や遊具がないことから活用も減ってきています。これらの資源のさらなる整備と有効活用が望まれています。



【西山農村公園】



【亀山農村公園】

(2) 住まいの周辺環境

宅地周辺に農地が多いことからハエの発生が多くなり、また肥料などの悪臭により生活環境への影響が見られます。時おり、野生動物等の姿が見られることもあり、生活に影響を与えています。このようなことから、住環境に対する快適さは、市の平均より低く感じている結果となっています。

(3) 人の結びつき

田原市市民意識調査では住みよさの理由として、「人の温かさ」「隣近所の助け合い」の割合が市内でも高く、世代が異なっても一緒に触れ合ったり話をしたりすることができ、人の結びつきが強い地域であることがわかります。しかしこの3年、コロナの影響で活動が減り、住民の交流が減ったために「人の結びつき」が希薄になっています。さらなる交流の場を工夫していく必要があります。

2 地域活動

・地域活動等の認知度・参加状況・意見等

地域活動については自治会の定例会で班長さんに連絡し、回覧板を通して周知しています。校区運動会や夏まつり、市民館祭りなど大きな行事の参加率は大変高く、地域住民も楽しみにしています。役員の人達も協力的でスムーズな運営と活性化に心がけています。

3 生活基盤

(1) 公共系の生活基盤の状況・意見

地域内道路では、狭いところや見通しの悪いところ、歩道の未整備の道路、街路灯のない道路が多くあり危険であると感じています。

生活排水設備が未整備となっています。また、最近ではゲリラ豪雨等の大雨が見られ、河川や水路などの排水路や側溝の設備が不十分なため、雨水があふれたり、道路が冠水したりする箇所も見られ、改善が必要であると感じています。また平成元年に埋め立てた豊島ヶ池周辺の土地が年月を重ねる内に起伏が目立つようになってきました。

(2) 生活・自然環境の状況・意見

「ハエや蚊、害虫がひどい」「悪臭がひどい」などの意見が多く寄せられ、これらの問題が生活環境に支障をきたしています。これらは多くの農地を有する地域の特性と思われます。完熟堆肥の使用や鋤き込み等の管理、市役所からの環境パトロール車による広報など、肥料の頒布時期には注意の呼びかけを行っていますが、より良い環境を目指し、さらに改善策を講ずる必要があります。

また、ハクビシンやイノシシ等の野生動物が、畑の作物や庭の果樹を荒らす被害が見られるようになりました。柵など防除策を講じても、被害は拡大しています。

地域には自然豊かな里山や防風林があります。里山[大人の家山(ウシノケヤマ)]には、散策路や展望台が設けられ、多くの住民の憩いと健康づくりの場となっています。しかし、防風林等の森林を取り巻く環境は大変厳しく、松くい虫の被害で植替えを行ったものの、生育が待たれる状況です。

今後は、これらを保全しつつ自然観察や健康づくりに生かす工夫が求められています。さらに河川についても浄化を図り、魚やホタルなどの自然と親しめる環境づくりが求められています。

西山地区で環境美化サークル「西の山会」が、沿道花壇の整備や地元奉仕活動の援助など環境美化に対する活動を継続して進めています。



【西山の防風林】

(3) コミュニティ施設等の状況・意見

地域内の市民館、地区公民館、大人の家山(ウシノケヤマ)などの利用は、比較的少なくなっていますが、海浜の森は遊具などが撤去され、訪れる人も少なくなってきました。地域内の施設の状況に対しての住民の意識は、全般的に改良すべきという意見が多くあります。西山地区公民館は、設備の不足や施設の老朽化の進行に伴い、維持管理について、今後も検討が必要となっています。



【西山地区公民館】

市民館は、多様化する住民ニーズに対応できるコミュニティ施設としても機能充実を図り、地域活動の拠点として修繕を施し、適切な整備していく必要があります。



【亀山市民館】

(4) その他の施設や機能等の状況・意見

多くの住民は地域内に商店がないことに不便を感じています。そのため、生活用品の購入や余暇を過ごす施設を求めて隣接市まで出掛けることも多く、交通の利便性が改善されることを待ち望んでいます。

平成28年3月に亀山保育園跡地に、福江分団4号車詰所・車庫を新築移転し、安全の拠点施設として、地域に安心感を与えています。



【福江分団4号車詰所・車庫】

4 産業基盤など

(1) 地域産業の状況・意見等

地域の世帯は、農業先進地区として、キャベツ、トウモロコシ等、質の良い作物を出荷し、令和4年度の農業産出額全国2位という高い生産性を誇っています。一方で、後継者不足が心配され、農業従事者の高齢化とともに農業の衰退が懸念されます。

(2) その他の状況・意見

地域内の情報伝達として回覧や放送での周知については、おおむね良好ですが、少しでも役員の負担を軽減する観点から、情報連絡手段の方法を工夫し、内容を精査して実施する必要があります。

第2項 土地利用計画

1 市の土地利用計画

上位計画である「田原市総合計画」が示す2030年ごろの都市構造概念図によると、住居系・産業系・公園緑地系の用途に区分されています。

①住居系土地利用

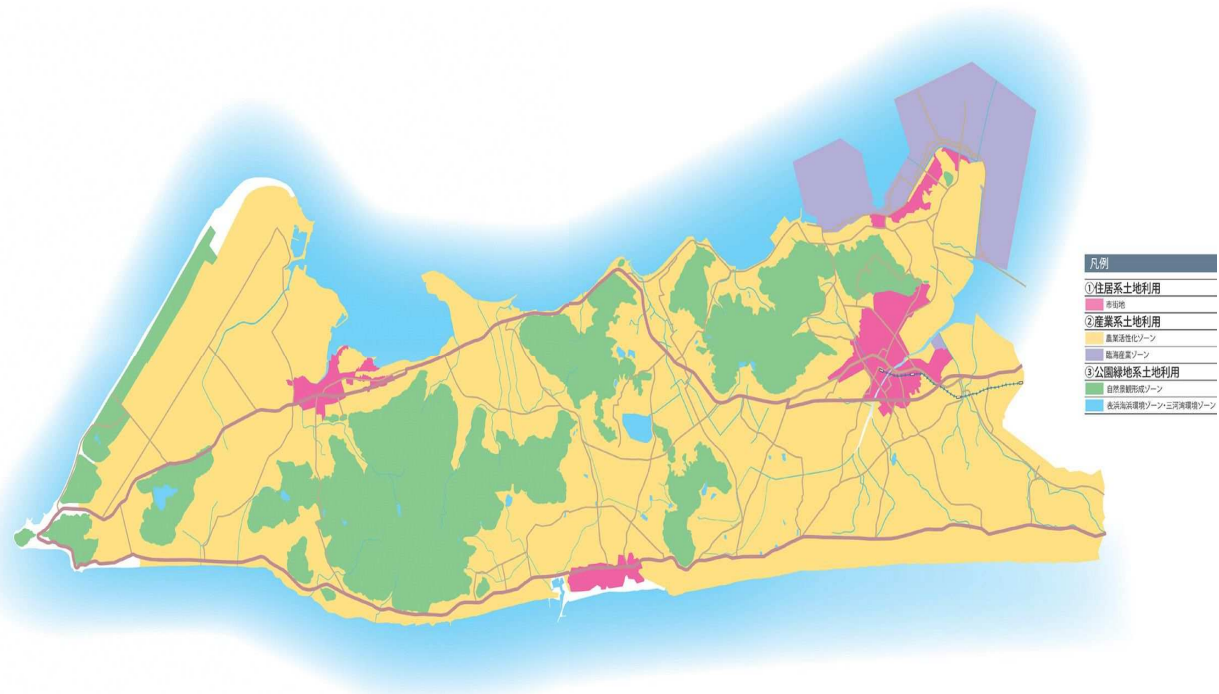
住居系地域としては、コンパクトで機能的な「市街地」と地域の特性を活かした「集落地域」がありますので、それぞれにおける機能の充実を図ります。

②産業系土地利用

産業系地域としては、農村部に広がる「農業活性化ゾーン」と三河湾に面した「臨海産業ゾーン」がありますので、それぞれの用途に適した土地利用を図ります。

③公園緑地系土地利用

公園緑地地域としては、山林や河川などの「自然景観形成ゾーン」と太平洋岸の「表浜海浜環境ゾーン」及び風光明媚な「三河湾環境ゾーン」がありますので、保全と活用のバランスを取りながら土地利用を図ります。



2 土地利用上の規制

亀山地域における土地利用は、それぞれの用途に適した秩序ある土地利用を実現するため、土地利用規制などの総合調整を行います。

(1) 都市計画区域・市街化調整区域など

地域の全域が都市計画法に定める『市街化調整区域』に指定されています。市街化調整区域内では、建築物や工作物のために土地の区画・形質を変更するには、都市計画法による開発行為の制限が行われています。

(2) 農業振興地域・用地など

市街化調整区域のうち大規模な山林等を除く大部分が、『農業振興地域』に指定されています。農業振興地域では、農業振興地域整備計画で指定された用途として、農業の振興に寄与する農道や用排水路などの農業用施設以外への転用が厳しく制限されています。

(3) 地域森林計画対象民有林・保安林

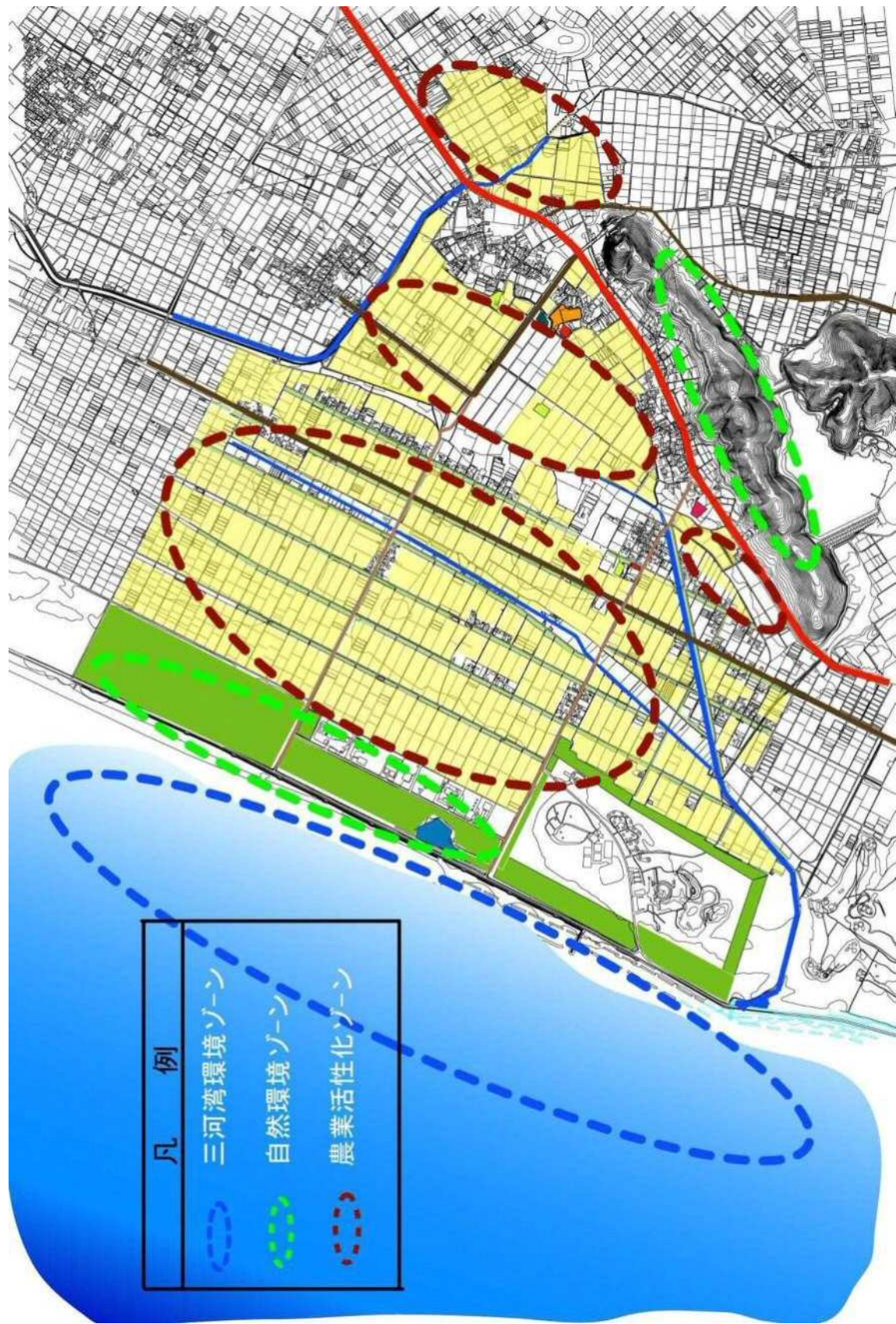
地域内の山林は、その大部分が『森林計画対象民有林』に指定されており、1ha以上の林地を開発する場合には許可が必要となります。また、1ha未満の立木の伐採でも事前届出が必要となります。

さらに、西山地区では、『保安林』に指定されており、飛砂防備・防風保安林があります。立木の伐採や土地の形状変更などの行為は原則として禁止されています。

(4) 国定公園・県立自然公園など

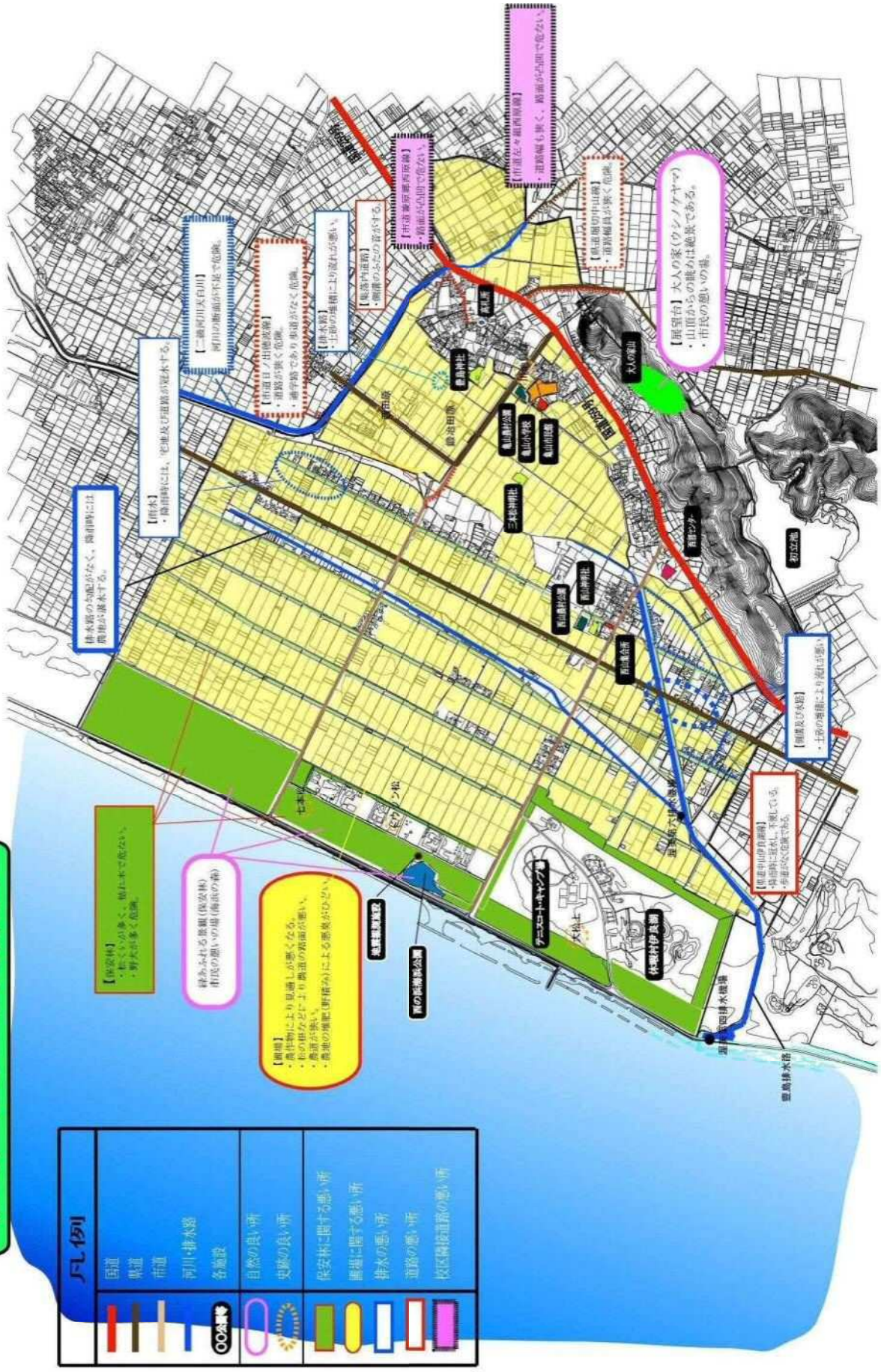
地域内の全域が『渥美半島県立自然公園』の区域に指定されており、一部は、『三河湾国定公園』に指定されています。公園区域では自然環境や景観の保全のため、土地の形状変更や構築物の建築など一定の行為が規制されており、行為をしようとする者は、許可申請、届出などの手続きが必要となります。こうした法規制のほか埋蔵文化財包蔵地内などの規制もあります。

3 土地利用ゾーニング



亀山地区における、自然資源、主要施設、問題箇所など

第4項 まちづくり現況図



| 凡例 | |
|----|------------|
| | 国道 |
| | 県道 |
| | 市道 |
| | 河川・排水路 |
| | 各施設 |
| | 自然の良い所 |
| | 史跡の良い所 |
| | 保安林に関する悪い所 |
| | 灌漑に関する悪い所 |
| | 排水の悪い所 |
| | 道路の悪い所 |
| | 校区関係道路の悪い所 |

第3章

将来像等

第1項 地域コミュニティ活動の必要性

国内各地で地震や豪雨、火事などの災害が起こり、甚大な被害を与えています。また近い将来にくる南海トラフ地震や津波は最大の不安です。このような災害はもとより、問題が生じた際に住民でできることは住民で、地域でできることは地域で対処していくことが大切です。そこで、地域コミュニティの役割が大変重要になってきます。地域の住民同士のつながりが共助の心を生み、安心した生活の基盤になっていくと思います。また、住民同士のつながりを育くむとともに、地域に愛着を持ち、潤いのある暮らしを送っていくためには住民同士の触れ合いの場が有効です。触れ合う場や活動を用意していくのも地域コミュニティの大きな役割です。

しかし、少子高齢化や若者の地域離れ、価値観の多様化などでコミュニティ活動への参加は減少傾向にあります。さらに令和2年から全国的に蔓延した新型コロナウイルスの影響で、この3年の間活動の規模を縮小したり、やむなく中止したりして乗り切ってきました。その結果、触れ合いの場が減少しただけでなく、意欲関心が減少したり、存続が危ぶまれたりする活動も出てきました。

こうした課題を解決しつつ、住民同士の繋がりを育むためにも「みんなで創る」という思いを念頭に活動を活発化していきたいと思います。

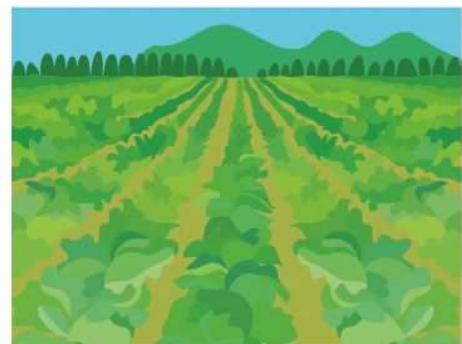
第2項 地域の将来像

亀山地域は、その恵まれた環境を活かし、田原市総合計画が掲げる「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の一翼を担うべく、次のような地域の将来像を定めま

心やすらぐ

緑ゆたかな

美しい地域 亀山



第3項 まちづくりの方針

「地域の将来像」を実現するため、まちづくりに必要な要素を6つの分野に区分し、それぞれの目標を次のとおり掲げます。

1 安心・安全な地域づくり

(防災・防犯対策)

2 清潔な地域づくり

(環境衛生の向上)

3 うるおいあふれる地域づくり

(アメニティ)

4 暮らしやすい地域づくり

(生活基盤の確立)

5 活力あふれる地域づくり

(産業の振興)

6 人と人がふれあう地域づくり

(コミュニティの醸成)

第4章

主要施策

第1項 施策の展開

～ 地域意識・連帯感づくりから具体的活動への展開 ～

- 一般的に地域コミュニティ活動を効果的に実施するには、最初は「地域の所属意識・連帯感」の高揚に重点を置き、その上で具体的な「みんなでやる住みよい地域づくりの活動」を通して「相互の助け合い」や「個人による地域社会への貢献活動」、へと展開して行く必要があります。
- 実現のための留意点を以下に示します。
 - ア) 目標・目的の共有化
地域活動への参加・協力の拡大や事業の効果的・継続的な推進を図るには、目標・目的の共有化が重要です。企画広報部会や全体会で十分な話し合いを行い、地域へ発信することで共有化を図って行きます。
 - イ) 多くの人が参加できる活動体制
「みんなで創る活動」を意識し、「やらされる」意識から「自ら楽しんでやる」意識への変革が大切です。その上で役員の負担軽減を図り、多くの参加者を募り、活動を活性化していきます。
 - ウ) 各種団体の育成・人材の養成
各種団体の創意工夫を生かし、互いに認め合いながら実践を重ねることで人材の育成を図っていきます。責任感とともに、やり遂げた後の充実感、満足感を味わうことでさらなる成長と仲間意識も期待できると考えます。

第2項 まちづくりの主要施策

亀山地域の将来像や、まちづくりの方針を実現するための方策は、策定時に引き続き、6つの分野ごとに示し、推進の検討に役立てていきます。

- ◎ 既に目標を達成し今後も充実していくもの
- おおむね目標を達成し継続していくもの
- △ 実施中であるが達成はしていないもの
- ▲ 予定はしているが、未実施のもの
- × 施策が進んでいないもの

1 安心・安全な地域づくり

(防災・防犯対策)



| 主要施策名 | 施策内容 | 種別 | | 主体 | | | 期間 | | | 前回評価 |
|------------|--|--------------------------|--------------------------|----|-----|----|----|----|---|------|
| | | ソフト | ハード | 地区 | その他 | 短期 | 中期 | 長期 | | |
| 防災対策の強化・充実 | 自主防災組織の充実を図り、防災訓練、防災キャンプ等を実施し、災害時の適確な対応を図る。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | | | ◎ | |
| | 災害時に力を発揮する、防災ボランティアの育成を図る。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | ★ | △ | |
| | 消火器や住宅用火災警報器の設置、家具転倒防止を図るなど、家庭での防災対策を実施する。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | | ○ | |
| | 助け合いの精神を育み、防災意識の高揚を図る。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | ★ | ◎ | |
| | 防災倉庫の管理を適切に行い、備蓄物資の充実を図る。 | | <input type="checkbox"/> | ● | | ★ | | | ◎ | |
| 防犯対策 | 地区安全キッズパトロール隊を結成し、子どもの登下校の安全を確保し、声かけにより不審者が近寄らない環境を作る。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | ★ | × | |
| | 自治会定例会において防犯について情報を話し合い共有化する。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| | 夜間照明のない場所に防犯灯を設置する。 | | <input type="checkbox"/> | ● | ● | ★ | | | ○ | |
| 治山治水対策 | 天白川の改修を早急に進め、災害の未然防止に努める。 | | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | △ | |
| 交通安全 | 危険箇所等の点検と改善を図るとともにゼロの日を中心に交通安全運動を実施する。 | <input type="checkbox"/> | | ● | ● | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| | 交通安全キャンペーンを実施し、意識の高揚を図る。 | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ | |

2 清潔な地域づくり

(環境衛生の向上)



| 主要施策名 | 施策内容 | 種別 | | 主体 | | 期間 | | | 前回評価 |
|--------|--|-----|-----|----|-----|----|----|----|------|
| | | ソフト | ハード | 校区 | その他 | 短期 | 中期 | 長期 | |
| 公害防止活動 | 農地の肥料から悪臭が発生しているのを、完熟堆肥の使用や早急な鋤込みを行うよう指導する。 | □ | | ● | ● | ★ | ★ | ★ | ○ |
| | 環境監視を心掛け、環境保全に努める。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | △ |
| ごみ処理 | 保安林へのごみの不法投棄が見受けられるので、不法投棄啓発活動を実施する。 | □ | | ● | ● | ★ | ★ | | △ |
| | 「ゴミ拾いの日」を設けて校区全体で清掃活動を行う。  | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ |
| 環境衛生 | ごみのポイ捨て・不法投棄・犬のふん害防止の啓発を図る。 | □ | □ | ● | | ★ | | | ○ |
| | 野犬等がおり危険なので、捕獲をするとともに、飼い犬を捨てないように周知する。 | □ | | ● | ● | ★ | | | ○ |
| | ゴミの適正処理を行い、害虫の発生源を抑える。 | □ | □ | ● | ● | | ★ | | ○ |

3 うるおいあふれる地域づくり

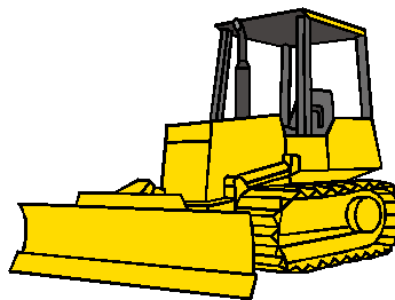
(アメニティ)



| 主要施策名 | 施策内容 | 種別 | | 主体 | | 期間 | | | 前回評価 | |
|-----------|---|-----|-----|----|-----|----|----|----|------|---|
| | | ソフト | ハード | 校区 | その他 | 短期 | 中期 | 長期 | | |
| 自然の保護・活用 | 小学生の楽しい活動である落ち葉スキー場を整備したり、桜の木を植樹したりすることで展望台周辺の環境美化に努める。 | | □ | ● | ● | | ★ | | ○ | |
| | 豊かな三河湾を利用し、地引網やマリンスポーツの大会などを企画する。 | □ | | ● | ● | | | ★ | △ | |
| | ふれあいの場として、また健康増進の場として、大人の家（ウシノケ）山の散策路の整備を進める。 | | □ | ● | | | ★ | | ○ | |
| | 海岸清掃を行い海岸の保全に努める。 | □ | | ● | ● | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| 公園・緑化 | 多くの人を訪れるように「海浜の森」公園の整備を図る。 | | □ | | ● | | ★ | | △ | |
| | 住民の憩いの場として「農村公園」などの整備を図る。 | □ | □ | ● | ● | ★ | ★ | ★ | △ | |
| | 沿道の花壇を管理し、緑あふれる地域づくりに努める。 | □ | □ | ● | ● | ★ | ★ | ★ | ◎ | |
| 史跡等の保存・活用 | 川地貝塚や三本松（豊島ヶ池）など地域にある史跡の保全に努める。 | □ | | ● | | | ★ | ★ | ★ | △ |
| | お糸奉献（御料所）等の伝承文化の保存に努める。 | □ | | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ |

4 暮らしやすい地域づくり

(生活基盤の確立)




| 主要施策名 | 施策内容 | 種別 | | 主体 | | | 期間 | | | 前回評価 |
|---------|---|--------------------------|--------------------------|----|-----|----|----|----|--|------|
| | | ソフト | ハード | 校区 | その他 | 短期 | 中期 | 長期 | | |
| 幹線道路の整備 | 県道堀切中山線の早期開通 | | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | | | × |
| | 県道中山伊良湖線の冠水対策 | | <input type="checkbox"/> | | ● | ★ | | | | × |
| | 市道穂波日ノ出線の早期開通 | | <input type="checkbox"/> | | ● | | ★ | | | △ |
| |   【県道堀切中山線】 【市道穂波日ノ出線】 | | | | | | | | | |
| 生活道路の整備 | 未整備な集落内道路があるので、早急に整備を進める。 | | <input type="checkbox"/> | | ● | ★ | | | | △ |
| | 通行に支障となる道路にはみ出した枝の伐採や除草を行う。 | <input type="checkbox"/> | | | ● | ★ | | | | ○ |
| | カーブミラーや道路照明灯を適切に管理し、安全な道路環境を作る。 | | <input type="checkbox"/> | | ● | ● | ★ | | | ○ |
| | 側溝や道路改良を進め、道路から発生する騒音を防止する。 | | <input type="checkbox"/> | | ● | ★ | | | | △ |
| 下水道の整備 | 農業集落排水により、生活排水の浄化並びに生活環境の向上を図る。 | | <input type="checkbox"/> | | ● | | | ★ | | × |
| 防犯灯の設置 | 暗く、危険な箇所には防犯灯を設置する。 | | <input type="checkbox"/> | | ● | ★ | | | | ○ |

5 活力あふれる地域づくり

(産業の振興)



| 主要施策名 | 施策内容 | 種別 | | 主体 | | 期間 | | | 前回評価 |
|-----------|---|-----|-----|----|-----|----|----|----|------|
| | | ソフト | ハード | 校区 | その他 | 短期 | 中期 | 長期 | |
| 農業後継者の育成 | 子どもの農業体験などを行い、農業を身近に感じてもらうことにより後継者の育成を図る。 | □ | | | ● ● | ★ | ★ | | △ |
| | 結婚対策を講ずる。 | □ | | | ● | ★ | ★ | ★ | × |
| 農地の保全 | たん水防除事業の実施を促進し、常習的な冠水の危険を除去する。 | | □ | | ● | ★ | | | △ |
| 農業施設の管理 | 「農地・水・環境保全向上活動支援事業」を活用し、良好な農地の保全に努める。 | □ | | | ● | ★ | ★ | ★ | △ |
| 高齢者の農業経営 | 高齢者の農家を補助し、無理のない経営が営めるようにする。 | □ | | | ● ● | | | ★ | △ |
| 農産物のブランド化 | <p>農業者の協力で農産物のブランド化を図る。</p>  | □ | | | ● | ★ | ★ | ★ | △ |

6 人と人がふれあう地域づくり

(コミュニティの醸成)



| 主要施策名 | 施策内容 | 種別 | | 主体 | | | 期間 | | | 前回評価 |
|----------------|--|-----|-----|----|-----|----|----|----|---|------|
| | | ソフト | ハード | 校区 | その他 | 短期 | 中期 | 長期 | | |
| コミュニティ協議会の事業推進 | 三世代の人々が楽しく参加できる夏まつりや市民館まつりを開催する。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | ◎ | |
| | 清掃活動など区民一斉参加の活動を通して、人と人とのつながりを深める。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| | 亀山校区運動会、地域スポーツ大会、グランドゴルフ大会等を開催し、住民の活発な交流を促進する。 | □ | | ● | | ★ | ★ | | ○ | |
| | 観劇会や祖父母餅つき大会を開催し、子どもと祖父母や親子の三世代ふれあいの場を作る。 | □ | | ● | | ★ | ★ | | ○ | |
| | 健康教室、体操教室、ディスクドッジ大会等を開催し、スポーツを通して住民の交流を図る。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| | 青少年健全育成活動を実施し、地域で子どもを守る意識の高揚を図る。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| 地区の仲間づくり | 敬老会やお年寄り買い物ツアーなどを開催し、お年寄りへの尊敬と敬意の心を育む。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | ○ | |
| | 子ども会活動の促進を図るとともに、指導者の育成に努める。 | □ | | ● | | ★ | | | ○ | |
| | 高齢者同士の交流を促進する。 | □ | | ● | | ★ | ★ | | △ | |
| 国際交流 | 文化団体、スポーツ団体の育成・支援を行い、地域活動の活性化と交流を図る。 | □ | | ● | | ★ | ★ | ★ | △ | |
| | 外国から来た研修生や配偶者を対象に交流会や語学の研修会を開催する。 | □ | | ● | ● | ★ | | | × | |

第3項 まちづくり計画図

亀山地区における、主要施策など

○西の浜海岸の整備
⇒亀の子隊を中心に保全に努める。

○公園・緑地の整備
⇒大人の家(ウシケ)山の整備
⇒海浜の森の整備
⇒農村公園などの整備
⇒沿道に花壇設置

○産業の振興
⇒農業後継者の育成
⇒高齢者の農業経営
⇒直売所の設置
⇒農産物のブランド化
⇒湛水防除事業の促進

○生活基盤の充実
⇒生活道路の整備
⇒幹線道路の早期完成
⇒防犯等の施設整備

○環境衛生の向上
⇒堆肥の悪臭、ゴミ処理
⇒野犬保護
⇒下水道の整備

○コミュニティの醸成
⇒市民館祭り、スポーツ大会、敬老会などの開催
⇒文化・スポーツ活動などの育成・支援
○安心・安全なまちづくり
⇒防災・防犯の施設の充実と安全対策の推進
⇒交通安全運動

○史跡などの保存・伝承
⇒川地・鞍治田原・西田原遺跡、製塩遺跡(3)
⇒亀山豊島ヶ池の三本松
⇒赤引糸の奉獻(お米船)の神宮・神御衣御料所

| 凡例 | |
|-----|-------|
| 施設名 | 主な施設 |
| | 西の浜海岸 |
| | 公園・緑地 |
| | 遺跡など |

第5章

推進体制

第1項 推進体制

1 進行管理

- この計画を実現するため、地域コミュニティ協議会（役員会等）が中心となって、主要施策等の進捗状況を確認し、各施策の主体となる住民、地区自治会、コミュニティ協議会、各種地域団体、行政等の事業実施を促します。

2 計画の周知

- 毎年度総会において概要を紹介することで、地域課題・目標・施策等の共通認識を形成し、地域内の住民・各種団体等に計画内容を周知します。
- 地域コミュニティ協議会の役員は、ほとんどが毎年度交替するため、役員経験者は地区協力会に所属するなどの対応をしていきます。

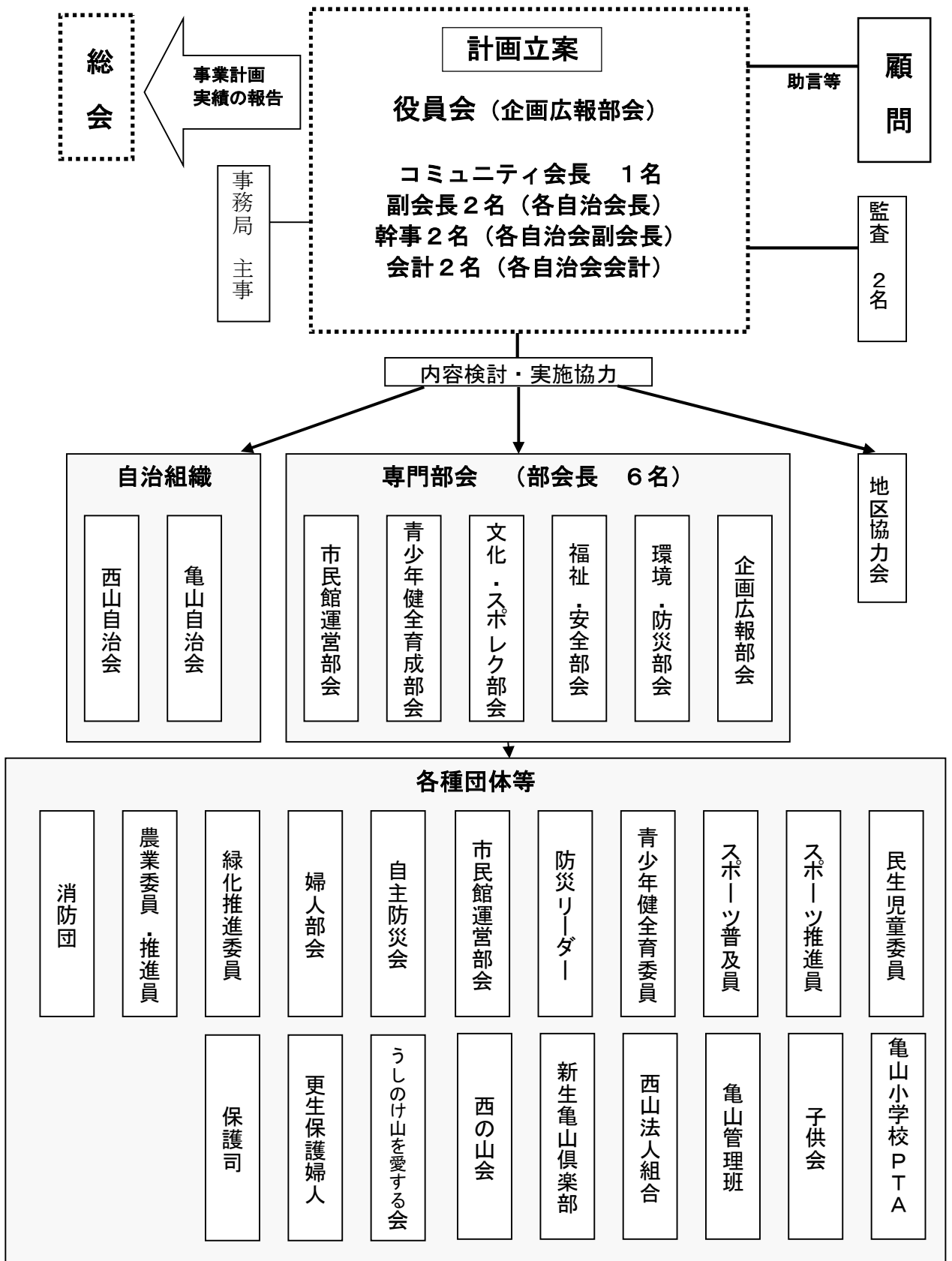
3 実施の推進

- 地域コミュニティ協議会として取り組むべき事業は、この計画に基づき毎年度の総会において事業計画・予算に盛り込み、実施します。
- 行政に実施を求める施策は、行政懇談会における協議・調整や要望書提出などを行います。
- このような活動を展開するために、地区内の地域団体・人材を育成し、地域活動の担い手を拡大する必要があります。

4 実現の調整

- 地域コミュニティ協議会は、個々の住民・各種団体・地区自治会等では実現できない課題対応を関係団体が連携して進める組織ですので、個々の施策実施状況を把握し、地域課題が解決されるように総括的な調整を行います。

【推進体制】



1 計画改訂の検討組織

- 今回の計画改訂は、亀山コミュニティ協議会において、役員が中心となって組織する亀山地域まちづくり推進会議で検討した上で原案を作成し、令和5年3月の役員会で決定をしました。

検討組織（亀山まちづくり推進会議）の構成

| 改定委員 | 氏名 | 役職等 |
|--------------|--------|--------------|
| 会長 | 本田 雅彦 | コミュニティ協議会長 |
| 副会長 | 真野 多正 | 前コミュニティ協議会長 |
| 書記 | 井本 好夫 | コミュニティ協議会副会長 |
| 会計 | 小宮 司久 | コミュニティ協議会副会長 |
| 庶務 | 小久保 由佳 | コミュニティ協議会主事 |
| 委員 | 林 尚彦 | コミュニティ協議会会計 |
| 委員 | 本田 明良 | コミュニティ協議会会計 |
| 委員 | 山本 雅典 | コミュニティ協議会幹事 |
| 委員 | 稲垣 悦生 | コミュニティ協議会幹事 |
| 委員 | 井本 恭二 | 前亀山自治会長 |
| 委員 | 鈴木 健司 | 前西山自治会長 |
| チーフアドバイザー | 粕谷 幸充 | 田原市職員 |
| アシスタントアドバイザー | 小川 尚良 | 田原市職員 |
| フォローアップ | 大谷 充妃子 | 田原市職員 |

2 計画改訂の経過

地域まちづくり推進計画（当初計画）は概ね10年後を見据えて、将来計画を策定しています。今回は平成28年度に策定した計画を受け、6年間の活動の成果や未着手の活動とともに、状況の変化などを踏まえながら改定委員と共に検討を重ねてきました。今後さらに4年間継続して目標とする施策状況を把握し地域の課題に取り組んでいきます



作成 亀山コミュニティ協議会

発行 田原市地域コミュニティ連合会